

埼玉県ふるさと認証食品「みそ」官能審査会設置要綱

平成10年3月 9日 決 裁
平成14年8月 5日 一部改正
平成15年4月15日 一部改正
平成17年4月 1日 一部改正
平成18年4月 1日 一部改正
平成19年4月 1日 一部改正
平成21年4月 1日 一部改正
平成23年4月 1日 一部改正
平成23年12月1日 一部改正
平成24年12月1日 一部改正
平成26年12月16日 一部改正

1 目的

埼玉県ふるさと認証食品「みそ」の品質に関する認証の可否について、人間の感覚により検査（官能検査）するため、官能審査会を設置する。

2 開催要件及び構成

官能審査会の審査員は次のとおりとし、審査会の実施には最低4人（うち1人は加工食品等専門技術者）の審査員の出席を必要とする。

《構成》

加工食品等専門技術者（産業技術総合センター北部研究所）	2人
外部有識者（みそ加工技術指導者等）	2人
事務局担当（農業ビジネス支援課）	1人
	合計5人

3 官能検査の実施方法

審査員は、検査試料みそ（銘柄を伏せて検査用の容器に入れたもの）を試食し、別紙様式（埼玉県ふるさと認証食品「みそ」官能検査票）に、次の基準により検査試料毎に評点を記入する。

《基準》

1点…良、2点…疑問、3点…否

4 結果判定

全ての審査員の評点の平均値をもとめ、次の基準により結果を判定する。

《基準》

2.0未満…良

2.0……………再審査（または協議により良否を決定）

2.0超……………否

5 農業ビジネス支援課長は、4の結果を農林振興センター所長に通知するものとする。

6 開催回数及び時期

原則年1回とする。